

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）が行う組合員に対する貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(財 源)

第2条 貸付金の財源は、組合員の掛金預り金及び積立金預り金をもって充てる。

(貸付業務の処理)

第3条 理事長は、この規程の定めるところにより貸付事業の事務を処理する。

(一般貸付け)

第4条 一般貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。

- (1) 生活資金 組合員が臨時の資金を要する場合
- (2) 自動車資金 組合員が自動車の購入等のため資金を要する場合
- (3) 教育資金 組合員及び組合員の子が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が認める外国の教育機関に入学若しくは修学するため資金を要する場合、上記に記載する学校等に進学するために受験勉強を行う予備校若しくは各種資格取得試験のための予備校等に入学・修学するため資金を要する場合、組合員が通信教育生としてスクーリングに出席するため資金を要する場合
- (4) 結婚資金 組合員及び組合員の子が結婚のため資金を要する場合
- (5) 削除
- (6) 医療資金 組合員及び組合員の被扶養者が医療を受けるため資金を要する場合
- (7) 高額医療資金 組合員及び組合員の被扶養者が高額療養費支給対象となる療養、先進医療又は不妊治療を受けるための資金を要する場合

(住宅貸付け)

第5条 住宅資金は、組合員が自己の用に供するため住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入又は住宅の敷地を購入するため資金を要する場合に行う。

(貸付金の額)

第6条 貸付金の額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる金額の範囲内において、10万円を単位とする。

- (1) 生活資金 2,000,000 円
- (2) 自動車資金 3,000,000 円
- (3) 教育資金 3,000,000 円

ただし、申込み事由が、通信教育生としてスクーリングに出席するための場合は、1,000,000 円を限度とする。

- (4) 結婚資金 3,000,000 円
- (5) 削除
- (6) 医療資金 500,000 円
- (7) 高額医療資金 2,000,000 円
- (8) 住宅資金 500,000 円以上 5,000,000 円

ただし、貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）の組合員期間が10年未満の場合は、3,000,000 円を限度とする

(貸付金の償還方法及び償還回数)

第7条 貸付金の償還方法は、貸付金交付日の属する月の翌月から毎日元利均等額で償還（以下「毎月償還」という。）する。又は、毎月償還に貸付金交付日の属する月後、最初に到来する6月及び12月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）支給日にも元利均等額で償還（以下「ボーナス償還」という。）する方法を併用して償還（以下「ボーナス併用償還」という。）する。

ただし、最終回の償還は未償還元金と利息を加えた額とする。

2 前項の規定によるボーナス償還の対象とすることができる貸付金の額は、貸付金の額の2分の1以内とし、10万円を単位とする。

3 第1項に掲げる毎月償還の償還回数は、貸付けの種類ごとに次の各号に掲げるとおりとする。ボーナス償還の償還回数は、毎月償還の償還回数内に到来するボーナス支給日の回数とする。

- (1) 生活資金及び自動車資金 申込人の希望により 72 回以内とする。
- (2) 教育資金、結婚資金及び高額医療資金 申込人の希望により 120 回以内とする。
- (3) 医療資金 申込人の希望により 36 回以内とする。
- (4) 住宅資金 申込人の希望により 360 回以内とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず既に貸付けを受けているもの（以下「借受人」という。）は、未償還金の全部又は一部を償還（以下「臨時償還」

という。) することができる。ただし、一部を償還する場合には、償還猶予期間中は除くものとする。

(貸付金の制限)

第8条 毎月償還については、毎月償還する額の合算額は、その者の給料月額
の30%に相当する額の範囲内とする。ボーナス併用償還については、1回当
たりのボーナス償還する額の合算額が、その者の給料月額の60%に相当する
額の範囲内とする。

(貸付けの制限)

第9条 申込人が、次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その者に対
しては貸付けを行わないものとする。

- (1) 貸付申込みの日の属する月まで引き続き互助組合の組合員期間が6か月
未満のとき。
- (2) 未成年者であるとき。ただし、法定代理人による同意書及び申込人と法
定代理人との続柄を確認できるもの（戸籍謄本）の提出があれば貸付けで
きる。
- (3) 現に給与の差押えを受けているとき。
- (4) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。
- (5) 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき及び民事再生法の適用を
受けているとき又は破産宣告後10年及び民事再生法の適用を受けてから
10年を経過していないとき。
- (6) 債務不履行の要因となる著しい信用失墜行為があると理事長が認めた
とき。
- (7) 定年退職時の未償還元利金が退職手当支給額（法定控除後）を上回ると
予想されるとき。
- (8) 理事長が償還の確実性がないと認めたとき。

(貸付金の相殺)

第10条 理事長は、借受人が相殺による同一種別の貸付けを受けようとする
ときは、当該貸付けを償還した回数（繰上償還及びボーナス併用償還の場合の
ボーナス償還の回数を含む。）が24回以上経過していなければ、新たな貸付
けを行うことができない。

2 (削 除)

3 (削 除)

(貸付利率)

第11条 貸付金の貸付利率は、年利0.9%とする。このときの月利は、年利を12で除し、少数第8位を四捨五入したものとする。また円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(貸付利率の変更)

第12条 前条に規定する貸付利率の変更については、理事会で決定する。

2 前項の規定により貸付利率を変更したときは、次の評議員会にこれを報告しなければならない。

(貸付けの申込み)

第13条 同一種類の貸付けの申し込みは、1か月に1回を限度とする。

2 申込人は、貸付けの種類に応じて、借用申込書（貸様式第1号）及び借用証書（貸様式第2号）に所定の事項を記入の上、別に理事長が定める必要書類を添付し、申し込むものとする。ただし、貸付種別によっては、貸付けの条件として貸付実行後に、別に理事長が定める書類を提出しなければならない。

(貸付保険)

第14条 申込人は、貸付けを受けるに当たって一般貸付にあつては、互助組合が加入する全国教職員互助団体協議会と損害保険会社との間で契約している「官公庁等共済組合一般資金貸付保険」の適用を、住宅貸付にあつては、互助組合が損害保険会社との間で契約している「官公庁等住宅資金貸付保険」の適用をそれぞれ受けなければならない。

(貸付保険費用)

第15条 前条の保険適用を受けるために要する費用は、別途理事長が定める割合で借受人が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 理事長は、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受金の債務不履行の可能性が極めて高い場合、第14条の規定による保険の適用を受けるため次の各号に定める当該借受人の個人情報を、損害保険会社「株式会社損害保険ジャパン」並びにそれに関する第三者に保険金の支払審査及び債権保全のため提供するものとする。又、貸付事業の円滑な遂行にあたっての個人情報の取扱いについては「一般財団法人鹿児島県教職員互助組合個人情報保護規程」による。

(1) 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等貸付申込書に記載されている事項

- (2) 登記簿謄本等提出書類に記載されている事項
- (3) 貸付償還管理に必要な書類に記載されている事項
- (4) 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- (5) その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

(貸付けの審査決定)

第17条 理事長は、借用申込書の提出を受けたときは、実情を審査し、貸付資金の状況を考慮した上、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 貸付けをすると決定したときは、貸付決定通知書（貸様式第3号）により申込人及び資金前渡職員に通知するものとする。
- (2) 貸付けをしないと決定したときは、貸付けをしない旨及びその理由を申込人に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金は、申込人が届け出た金融機関の申込人名義の取引口座に送金による方法で交付するものとする。

(償還金の払い込み)

第19条 第7条第1項の規定による償還については、借受人である組合員の給与等から控除する方法による。ただし、送金により払い込む場合又は償還金を給与から控除できなかった場合は、借受人は、払込通知書（事様式第1号）、又は払込取扱票（事様式第2号）等により償還金を理事長に払い込むものとする。

- 2 第7条第4項の規定による臨時償還をする場合は、借受人は、払込通知書（事様式第1号）、又は払込取扱票（事様式第2号）等により償還金を理事長に払い込むものとする。

(未償還元利金の即時償還)

第20条 理事長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに貸付けを取り消し、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を喪失したとき。
- (2) 申込みの内容に偽りのあることが判明したとき。
- (3) その他この規程に違反したとき。

- 2 前項の規定による償還金の払い込みについては、前条第2項の規定を準用する。

(償還猶予)

第21条 借受人が次の各号の承認を受けた場合は、希望によりその期間中の償還を猶予することができる。償還猶予を希望する借受人は、償還猶予手続申込書（事

様式第8号)を理事長に提出するものとする。

- (1) 育児休業等の承認を受けたもの。
- (2) 介護休業の承認を受けたもの。
- (3) 無給休職の承認を受けたもの。
- (4) 自己啓発休業の承認を受けたもの。

2 前項の規定により猶予された償還金は、償還猶予金として取り扱い、償還猶予期間が満了した翌月(ボーナス併用償還の場合は直後6月又は12月)から定期償還と併せて猶予された償還回数の範囲内において、均等額で払込通知書(事様式第1号)、又は払込取扱票(事様式第2号)により、借受人において理事長に払い込むものとする。借受人の希望により、猶予された償還金を猶予された償還回数の範囲内であれば、複数月分払い込むこともできるものとする。

(単独組合員への住宅貸付の特例)

第22条 理事長は、公立学校共済組合員でない組合員(以下「単独組合員」という。)が住宅資金を必要とするとき、単独組合員の希望があれば、互助組合貸付以外に特別枠として、公立学校共済組合貸付規程を準用して住宅貸付を行うことができる。

(債権確保の処置)

第23条 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、直ちに債権の確保に必要な処置をとらなければならない。

(借用証書の廃棄)

第24条 理事長は、貸付元利金が完済されたときは、借受人の借用証書を廃棄するものとする。

(貸付償還残高の通知)

第25条 理事長は、毎年12月末日における個人別貸付償還金の状況を組合員に通知するものとする。

(細則の制定)

第26条 この規定に定めるもののほか必要な細則は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の令和4年4月1日から同年12月31日までの期間における第11条の規定の適用については、同条中「0.9%」を「1.0%」とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

貸様式第 1 号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係

受取金融機関(申込人名義の個人口座)	
金融機関名	銀行 支店 金庫 出張所
普通口座番号	
※ ゆうちょ銀行は記号と番号	
口座名義(カナ)	

(互助組合受付印)

生活・自動車・教育・結婚 医療・高額医療・住宅 ※ ○でかこむ		資金借用申込書	
------------------------------------	--	------------------	--

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円	=	償還内訳	毎月償還部分	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			0	0	0	0	0			ボーナス償還部分			0	0	0	0	0

※ 百万の欄が空欄の場合は「¥」を記入してください。

貸付区分	新規・借替	借用理由		償還回数 (1 か月据置)		回

※ ○でかこむ。

給料月額 (給料の調整額及び教職調整額を含む) ※ 100円未満の端数切捨て	給料月額の30% に相当する額	給料月額の60% に相当する額	借受中の貸付金の償還額	
			毎月償還額	ボーナス償還額
円	円	円	円	円

上記の金額を一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程の定めを承知の上、申込みます。

申込日 年 月 日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

申込人	所属名					職員番号						
	職名							印				
	フリガナ					年齢	歳					
	氏名											
	現住所	〒						(電話)				

確認欄	資金前渡職員名	印

(互助組合支払印)

- (注) 1 **太枠内を全て記入してください。**
- 2 確認欄を除き、申込人で自書(ゴム印・複写不可)してください。確認欄は所属の資金前渡職員に記入(ゴム印可)・押印を依頼してください。
- 3 印鑑(訂正印を含む)は、同一印鑑を使用してください。
- 4 受取先口座番号確認のため**預金通帳の写し**を添付してください。
- 5 償還回数は、生活・自動車は72回以内、教育・結婚・高額医療資金は120回以内、医療は36回以内、住宅は360回以内で選択して償還回数欄に記入してください。
- 6 借受中の貸付金の償還額は、申込日現在の互助組合への償還額を記入してください。
- 7 種別毎に必要な添付書類を確認の上、洩れなく添付してください。
- ※ **必ず資金借用証書(貸様式第2号)と一緒に提出してください。**
- (貸付番号)

印紙貼付
10万までは 200円
50万までは 400円
100万までは 1,000円
500万までは 2,000円

印

生活・自動車・教育・結婚
医療・高額医療・住宅(○でかこむ)

資 金 借 用 証 書

金 額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			0	0	0	0	0

※ 百万の欄が空欄の場合は「¥」を記入してください。

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程の定めを承知の上、
下記各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

- 1 貸付金及び利息は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の貸付規程第 7 条の
規定による償還方法で償還すること。
- 2 償還の途中における退職、又は保険事故の適用を受けた場合若しくは毎月償還
金が 3 月以上滞納である場合は、退職手当並びに掛金預り金及び積立金預り金等
の給付金から債務を履行すること。なお、履行については、天引控除されても異
存はないこと。
- 3 本契約の不履行のとき又は組合員でなくなったときは、償還期限前といえども
元利金額を請求されても異存はないこと。
- 4 債権の実行、保全に要する経費及び本契約の不履行により生ずる損害は、借受
人で負担すること。
- 5 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の貸付規程第 1 6 条の規定による個人情
報の取扱いに同意すること。

借 受 人	所 属 名			
	氏 名		印	
	現 住 所			

- (注)
- 1 借受人で自書(ゴム印・複写不可)してください。
 - 2 訂正は、必ず書類に使用した印鑑で処理してください。
 - 3 借用金額の訂正はできません。

資金前渡職員 殿

貸付決定通知書

記

所 属 名 _____

氏 名 _____

貸付決定年月	番 号	貸 付 金 額	償還方法	償還区分	償還回数	償還対象額
		円		給与償還	回	円
				ボーナス償還	回	円

償 還 金 月 額 _____ 円（最終回 _____ 円）

（ボーナス分償還金） _____ 円（最終回 _____ 円）

償 還 期 間 _____

相殺額（前借分） _____

差 引 送 金 額 _____

送 金 日 _____

鹿児島市照国町 1 1 番 3 5 号
一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合

貸付決定通知書

記

所 属 名 _____

氏 名 _____

貸付決定年月	番 号	貸 付 金 額	償還方法	償還区分	償還回数	償還対象額
		円		給与償還	回	円
				ボーナス償還	回	円

償 還 金 月 額 _____ 円（最終回 _____ 円）

（ボーナス分償還金） _____ 円（最終回 _____ 円）

償 還 期 間 _____

相殺額（前借分） _____

差 引 送 金 額 _____

送 金 日 _____

鹿児島市照国町11番35号
一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合

- ※ この通知書は貸付金が完済するまで保管してください。
- ※ 一部（資金前渡職員控え）は資金前渡職員へお渡しください。